

議会議案第14号

科学的根拠・検証の乏しいEM菌について、環境省の正式
な見解を求める意見書の提出について

科学的根拠・検証の乏しいEM菌について、環境省の正式な見解を求
めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年10月3日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
	同	上	渡	邊	昌一郎
	同	上	上	畠	寛弘

科学的根拠・検証の乏しいEM菌について、環境省の正式な見解を求める意見書

本年7月18日に鎌倉市の海岸ではいわゆるEM菌だんごの海への投棄が行われた。しかしながら、EM菌の効果については、科学的な根拠・検証が乏しく、環境省や神奈川県もその効果について認めていない。投棄の当時は、海の日であったことから多数の海水浴客も、鎌倉の海を訪れており、EM菌だんごはEM菌をだんごにした細菌群であり、人体の影響自体も未知数な中で行われた人為的な細菌群の投棄については、細菌ゆえに突然変異の可能性も否定されていないところから、海に来ている鎌倉市民初め、海水浴客の健康の観点からも、EM菌の影響については検証が求められる。

また、鎌倉市立御成中学校では、過去に教員が「EM菌を使って効果を調べよう」といった内容のレポート課題を生徒に与えることや、先述したEM菌だんごの海への投棄に生徒を参加させた実態があった。教育委員会によれば、現在はそのような行為は行われておらず、再発防止を約束したが、義務教育の学習の場で科学的根拠のないEM菌について取り扱うことは、子供の立場に立った教育の観点からも懸念を抱かざるを得ない。

EM菌が行政もしくは教育現場で取り扱われる例は鎌倉市に限ったことではなく、他の自治体においても散見し、実際にEM菌の取り扱いについて科学的根拠はないものの、これを支持する団体も存在し、自治体においてはその判断に迷いを持つケースもある。そこで、海への投棄があった場合や、また教員の独断によって教育現場で使われた場合などにおいて、各自治体において適切な是正や指導ができるように、環境省にはEM菌について正式な見解を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年10月4日

鎌 倉 市 議 会